

令和3年3月1日

# 報酬基準

- ※ 全て消費税込み表示。
- ※ 経済的利益の算定方法は各項に定めがない場合は末尾の記載のとおりとする。
- ※ 委任業務遂行上要する実費（印紙代、郵送費用等）は全て委任者負担とし、契約時に実費預り金額を定め、不足分は随時委任者に請求又は当事務所で立て替えの上、適宜清算する。
- ※ 出張日当及び旅費は別途委任者が負担する。
- ※ 報酬基準と委任契約書の定めが異なる場合、委任契約書の定めを優先する。

## 1 法律相談

30分ごと 5500円

## 2 民事事件

- ※ 事件の困難性から着手金及び報酬金を委任契約締結時に増額することがある。
- ※ 委任者の資金等を考慮し、委任契約締結時に報酬基準の価格から着手金を減額し報酬金を増額することがある。

### ① 訴訟事件

着手金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合	経済的利益の8.8%
	300万円を超え3000万円以下の場合	5.5%+9万9000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	3.3%+75万9000円
	3億円を超える場合	2.2%+445万9000円
報酬金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合	経済的利益の17.6%
	300万円を超え3000万円以下の場合	11%+19万8000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	6.6%+151万8000円
	3億円を超える場合	4.4%+811万8000円

- ※ 着手金の最低金額は11万円とする。
- ※ 事件の困難性に鑑み着手金及び報酬金を55万円の範囲内で増額することができる。
- ※ ②より訴訟に発展した場合は、上記の額の2分の1とする。

② 民事調停事件・交渉事件

着手金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合	経済的利益の8.8%
	300万円を超え3000万円以下の場合	5.5%+9万9000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	3.3%+75万9000円
	3億円を超える場合	2.2%+445万9000円
報酬金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合	経済的利益の17.6%
	300万円を超え3000万円以下の場合	11%+19万8000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	6.6%+151万8000円
	3億円を超える場合	4.4%+811万8000円

※ 着手金の最低金額は11万円とする。

※ 事件の困難性に鑑み着手金を55万円の範囲内で増額することができる。

※ 合意の上、それぞれの額を3分の2まで減額することができる。

※ 交渉事件から民事調停事件に発展した場合は、上記の額の2分の1とする。

③ 契約締結交渉 (M&A/事業承継を除く)

着手金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合	経済的利益の2.2%
	300万円を超え3000万円以下の場合	1.1%+3万3000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	0.55%+19万8000円
	3億円を超える場合	0.33%+85万8000円
報酬金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合	経済的利益の4.4%
	300万円を超え3000万円以下の場合	2.2%+6万6000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	1.1%+39万6000円
	3億円を超える場合	0.66%+171万6000円

④ 支払督促手続事件

着手金	事件の経済的利益が	
	300万円以下の場合	経済的利益の2.2%
	300万円を超え3000万円以下の場合	1.1%+3万3000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	0.55%+19万8000円
	3億円を超える場合	0.33%+85万8000円
報酬金	事件の経済的利益が	
	300万円以下の場合	経済的利益の4.4%
	300万円を超え3000万円以下の場合	2.2%+6万6000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	1.1%+39万6000円
	3億円を超える場合	0.66%+171万6000円

※債務者より訴訟に移行したときの着手金は、①から上記金額を差し引いた金額とする。

※着手金の最低金額は5万5000円とする。

⑤ 離婚事件・離縁事件

離婚事件は基本着手金に、付随する手続き毎に加算をし、着手金を計算する。

ア 調停事件・交渉事件

着手金	基本着手金 (離婚, 財産分与, 慰謝料の請求, 親権)	22万円
	加算事由	増額金額
	婚姻費用分担請求・養育費支払請求	5万5000円
	面会交流請求	11万円
	子の引渡請求・監護者指定	11万円
	DV保護法に基づく保護命令 (期間経過後の再度申立も含む)	11万円
報酬金	離婚の成立	22万円
	子の引渡・監護者指定の実現 非監護者の場合に親権を獲得	22万円
	事件の経済的利益が 300万円以下の場合	経済的利益の17.6%
	300万円を超え3000万円以下の場合	11%+19万8000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	6.6%+151万8000円
3億円を超える場合	4.4%+811万8000円	

※ 婚姻費用・養育費は、2年間分の婚姻費用及び養育費の合計額を経済的利益とする。

イ 訴訟事件

着手金	基本着手金 (離婚, 財産分与, 慰謝料請求)	33万円
	加算事由	増額金額
	婚姻費用分担請求・養育費支払請求	5万5000円
	面会交流請求	11万円
	子の引渡請求	11万円
	DV保護法に基づく保護命令 (期間経過後の再度申立も含む)	11万円
報酬金	離婚の成立	33万円
	子の引渡・監護者指定の実現 非監護者の場合に親権を獲得	22万円
	事件の経済的利益が 300万円以下の場合	経済的利益の17.6%

弁護士法人三井法律会計事務所 報酬基準

	300万円を超え3000万円以下の場合	11%+19万8000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	6.6%+151万8000円
	3億円を超える場合	4.4%+811万8000円

※調停事件から受任している場合は、着手金を11万円に減額する。

ウ その他

- ・DV保護法に基づく保護命令の申立事件のみの場合

着手金	22万円
報酬金	なし

※初回の保護命令の期間後の再度の保護命令申立の場合は着手金11万円とする。

- ・婚姻費用分担請求、養育費支払請求、調停申立てのみの場合

着手金	22万円
報酬金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合 経済的利益の17.6% 300万円を超え3000万円以下の場合 11%+19万8000円 3000万円を超え3億円以下の場合 6.6%+151万8000円 3億円を超える場合 4.4%+811万8000円

※婚姻費用・養育費は、2年間分の婚姻費用及び養育費の合計額を経済的利益とする。

- ・面会交流請求・調停申立てのみの場合

着手金	22万円
報酬金	22万円

- ・財産分与請求、調停申立てのみの場合

着手金	22万円
報酬金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合 経済的利益の17.6% 300万円を超え3000万円以下の場合 11%+19万8000円 3000万円を超え3億円以下の場合 6.6%+151万8000円 3億円を超える場合 4.4%+811万8000円

エ 離縁

ア, イに準じる

⑥ 相続事件

ア 遺産分割請求（交渉・調停・審判）

遺産分割事件は、基本着手金・基本報酬金に付随する手続き毎の加算を行い、着手金・報酬を計算する。

着手金	基本着手金（遺産分割請求のみ）	
	事件の法定相続分相当額の2分の1に相当する金額が	
	300万円以下の場合	法定相続分相当額の2分の1の8.8%
	300万円を超え3000万円以下の場合	5.5%+9万9000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	3.3%+75万9000円
	3億円を超える場合	2.2%+405万9000円
	加算事由	加算金額
	寄与分の申立て	22万円
報酬金	基本報酬金（遺産分割によって経済的利益を得た場合）	
	事件の経済的利益が	
	300万円以下の場合	経済的利益の17.6%
	300万円を超え3000万円以下の場合	11%+19万8000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	6.6%+151万8000円
	3億円を超える場合	4.4%+811万8000円

※遺産分割が交渉のみの場合、上記の金額の3分の2を着手金・報酬金とする。

※遺産分割における経済的利益は、実際に取得した相続財産の2分の1に相当する金額として算定する。

※相続財産に不動産が含まれる場合は、相続税評価額を不動産の価格とする。

※相続財産に動産、株式が含まれる場合は、末尾記載の評価方法により算出される金額を価格とする。

イ 遺言無効確認請求

着手金	事件の経済的利益が	
	300万円以下の場合	経済的利益の8.8%
	300万円を超え3000万円以下の場合	5.5%+9万9000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	3.3%+75万9000円
	3億円を超える場合	2.2%+405万9000円
報酬金	事件の経済的利益が	
	300万円以下の場合	経済的利益の17.6%
	300万円を超え3000万円以下の場合	11%+19万8000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	6.6%+151万8000円
	3億円を超える場合	4.4%+811万8000円

※遺言が無効になることによって、得られる相続財産の価額を経済的利益として算定する。

ウ 養子縁組無効等相続人の範囲を争う請求

着手金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合	経済的利益の8.8%
	300万円を超え3000万円以下の場合	5.5%+9万9000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	3.3%+75万9000円
	3億円を超える場合	2.2%+405万9000円
報酬金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合	経済的利益の17.6%
	300万円を超え3000万円以下の場合	11%+19万8000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	6.6%+151万8000円
	3億円を超える場合	4.4%+811万8000円

※相続人が減ることによって、得られる相続財産の価額を経済的利益として算定する。

エ 遺言に関する事件

遺言作成手数料	16万5000円より
遺言執行	全相続財産の1.65%の金額 ただし、最低金額33万円

※作成する遺言書の内容によって、33万円まで増額できる。

※公証人に支払う手数料は別途委任者が負担する。

※全相続財産に不動産が含まれる場合は、相続税評価額を当該不動産の価格とする。

※全相続財産に非上場株式が含まれている場合は、純資産価格を当該株式の価格とする。

オ 遺留分減殺請求・調停・訴訟／特別寄与料請求・調停・審判

着手金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合	経済的利益の8.8%
	300万円を超え3000万円以下の場合	5.5%+9万9000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	3.3%+75万9000円
	3億円を超える場合	2.2%+405万9000円
報酬金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合	経済的利益の17.6%
	300万円を超え3000万円以下の場合	11%+19万8000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	6.6%+151万8000円
	3億円を超える場合	4.4%+811万8000円

※ 交渉事件の場合、合意の上、着手金の額を3分の2まで減額することができる。

※ 交渉事件から調停事件に発展した場合は、着手金を上記の額の2分の1とする。

※ 調停事件から訴訟事件・審判事件に発展した場合は、着手金を上記の額の2分の1とする。

エ 相続放棄

基本手数料に、加算事由に応じた金額を加算し手数料を計算する。

基本手数料	5万5000円 + (相続放棄する相続人の数 - 1) × 2万2000円	
	加算事由	加算金額
	被相続人の死後2か月を経過している場合	放棄する相続人の数 × 2万2000円
	被相続人の死後3か月を経過している場合	放棄する相続人の数 × 11万円

オ 限定承認

着手金	33万円
報酬金	残余財産の11%

※報酬金の最低金額は33万円とする。

⑦ 労働事件

着手金	事件の経済的利益が	
	300万円以下の場合	経済的利益の8.8%
	300万円を超え3000万円以下の場合	5.5% + 9万9000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	3.3% + 75万9000円
	3億円を超える場合	2.2% + 405万9000円
報酬金	事件の経済的利益が	
	300万円以下の場合	経済的利益の17.6%
	300万円を超え3000万円以下の場合	11% + 19万8000円
	3000万円を超え3億円以下の場合	6.6% + 151万8000円
	3億円を超える場合	4.4% + 811万8000円

※経済的利益の算定は次のとおりとする

解雇無効等解雇に関連する請求をする場合…被解雇者の2年間分の賃金を着手金及び報酬金の経済的利益と算定する

未払賃金、労災、慰謝料等金銭請求の場合…請求金額を着手金の経済的利益とし、現実に回収した金額を報酬金の経済的利益とする

※交渉から労働審判・訴訟に発展した場合は、着手金を上記の2分の1とする。

※労働審判から訴訟に発展した場合は、着手金を上記の2分の1とする。

※労働審判の雇用者側の場合、着手金の最低金額は40万円とする。

⑧ 保全命令申立事件

本案の訴訟事件とは別に着手金・報酬金が発生する。

着手金	審尋又は口頭弁論を経ない場合	①の2分の1
	審尋又は口頭弁論を経た場合	①の3分の2
報酬金	審尋又は口頭弁論を経て保全命令が認められた場合	①の3分の1

※ 着手金の最低金額は11万円とする。

⑨ 民事執行事件，執行停止事件

本案の訴訟事件とは別に着手金・報酬金が発生する。

着手金	①の2分の1
報酬金	①の4分の1

※本案事件と合わせて受任した場合，着手金は①の3分の1とする。

⑩ 破産・再生・債務整理

ア 破産

着手金	自然人	
	事業者の自己破産	55万円より
	非事業者の自己破産	22万円より
	法人	
	会社整理	110万円より
	破産申立	110万円より
	特別清算	110万円より

イ 民事再生

着手金	自然人	
	事業者の民事再生	110万円より
	非事業者の民事再生	55万円より
	小規模個人再生・給与取得者再生	33万円より
	法人	
	民事再生	220万円より

ウ 債務整理（自然人）

着手金	事業者	55万円より
	非事業者	22万円より

⑪ 行政事件（行政事件訴訟法上の抗告訴訟・当事者訴訟・保全，再調査請求・再審査請求その他不服申立事件。但し，税務訴訟を除く）

着手金	33万円より
報酬金	33万円より

※事件の難易度より着手金・報酬金は110万円まで増額する。

⑫ 控訴・上告・抗告

ア 原審より受任している場合

着手金	原審又は第一審の委任契約における着手金の2分の1
報酬金	原審又は第一審の委任契約における報酬金と同額

イ 原審を受任していない場合

①，⑤，⑥，⑦，⑩に準じるものとする。

2 刑事事件・少年事件

※ 実費は全て委任者負担とし，契約時に実費預り金額を定め，不足分は随時委任者に請求する。

※ 出張日当及び旅費は別途委任者が負担する。

① 成人刑事弁護

ア 被疑者段階（裁判員裁判対象事件を除く）

着手金	33万円より	
報酬金	被害者との示談の成立	11万円
	不起訴により釈放	33万円
	略式請求により釈放	22万円
	勾留請求の却下	33万円
	勾留準抗告の認容により釈放	33万円
	勾留準抗告により勾留期間の減縮	16万5000円

イ 被告人段階（裁判員裁判対象事件を除く）

着手金	自白事件	33万円より
	否認事件（無罪主張）	88万円より
報酬金	無罪	着手金と同額
	刑の執行猶予の獲得	33万円
	検察官求刑からの減刑	22万円
手数料	保釈請求	11万円

※被疑者段階から委任している場合は，被告人段階の着手金を被害者段階で委任者が支払った着手金を差し引いた額とする。

ウ 裁判員裁判対象事件

(ア) 被疑者段階

着手金	55万円より	
報酬金	被害者と示談の成立	11万円
	不起訴により釈放	55万円
	略式請求により釈放	33万円
	勾留請求の却下	55万円
	勾留準抗告の認容により釈放	55万円
	勾留準抗告により勾留期間の減縮	27万5000円
	裁判員裁判対象事件より非対象事件に罪名変更の上、正式起訴	11万円

(イ) 被告人段階

着手金	自白事件	弁護士1名当たり110万円より
	否認事件（無罪主張）	弁護士1名当たり220万円より
報酬金	無罪	着手金と同額
	刑の執行猶予の獲得	55万円
	検察官求刑からの減刑	44万円
手数料	保釈請求	22万円

エ 控訴審・上告審

イ及びウ(イ)に準じるものとする。

② 少年付添人

ア 家庭裁判所送致前及び送致後

着手金	33万円より	
報酬金	審判不開始	55万円
	不処分	55万円
	上記以外	33万円

イ 抗告・再抗告及び保護処分の取消

アに準じるものとする。

### 3 その他

#### ① 契約書作成

ア 簡易な契約書

作成手数料 5万5000円

イ 作成に3時間以上を要する契約書

作成時間×3万3000円を前提に見積もりの上、手数料を決定する。

#### ② 契約書のレビュー・その他意見書作成

ア 3時間以内で作成可能なもの

作成手数料 11万円

イ 作成に3時間以上を要するもの

5万5000円+作成時間×3万3000円を前提に見積もりの上、手数料を決定する。

※顧問契約締結の場合は、アは原則無料。

#### ③ 内容証明郵便

手数料	弁護士名有り	11万円
	弁護士名無し	5万5000円

※内容証明郵便発送後、交渉・訴訟事件に発展した場合は、上記1①、②に準じる。

※顧問契約締結の場合は、弁護士名有りの内容証明郵便の手数料を3万円とする。

#### ④ M&A／事業承継

手数料	法務デューデリジェンス	110万円より
	株式譲渡契約書等の作成	55万円より
	スキームの立案	55万円より

※買収企業の事業規模によって加算する。

※契約交渉は委任者が行う。

#### ⑤ 株主総会の運営・支援

手数料	基本手数料	22万円
	総会準備段階	1時間2万2000円のタイムチャージ
	総会の立ち合い	弁護士1名につき8万8000円

⑥ 顧問契約

月額3万3000円より

※事業規模によって顧問料を月額11万円まで増額する。

⑦ 各種立会

弁護士1名につき1時間当たり2万2000円

⑧ 出張日当／旅費・宿泊費

ア 日当

往復の移動，業務及び待機時間が5時間以内 1回あたり1万1000円

往復の移動，業務及び待機時間が5時間以上 1歴日当たり2万2000円

静岡県西部地域内における日帰り出張の場合 1回あたり5500円

イ 旅費・宿泊費

実費とする。

⑨ 講師

講義時間60分当たり5万5000円より

4 各項に定めがない場合の経済的利益の算定方法

着手金		報酬金	
請求対象	経済的利益の計算方法	請求対象	経済的利益の計算方法
金銭	請求金額と同額	金銭請求	現実に回収した金銭の額
不動産	固定資産税評価額	不動産	固定資産税評価額
動産	実勢価格	動産	実勢価格
非上場株式	契約時の純資産価格	非上場株式	契約時の純資産価格